

市政の報告と議案説明

本年6月から今日までの市政の概要について御報告申し上げます。

今年は全国的に例年以上の猛暑が続き、各地で急な豪雨による被害が発生いたしました。被害に遭われた地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、一昨年、本市を襲った紀伊半島大水害から、早いもので2年が経とうとしております。

一瞬にして尊い命を奪い去った災害の記憶は、先人から受け継がれてきた多くの教訓とともに、決して忘れてはなりません。過去の災害を教訓として、災害に強いまちづくりを一層進めてまいります。

また、大災害時には、より多くの自治体との連携が必要であります。

五條高等学校賀名生分校では、昭和41年から毎年北海道余市町で農業の現場実習を行っており、今回で48回目となりましたが、本年7月に実施された際には、私も各受入農家を回って御支援に対するお礼を申し上げますとともに、余市町の嶋町長には、長年にわたる交流を契機に、災害時の相互応援について提案いたしました。

本年度中に、本市と余市町との災害時応援協定が締結できるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「やまと広域環境衛生事務組合」の事業の進捗等についてであります。

議会の御議決を賜り、奈良県知事からの許可を受けてから、ちょうど1年が経過いたしました。

この一部事務組合では、御所市、田原本町及び五條市がそれぞれに抱える課題を克服するため、広域でごみ処理施設を建設し、建設費や運営コストの削減及び環境負荷の低減を図ることとしており、平成28年度中の操業を目指し計画どおりに事業が進められております。

自治体には環境への視点が求められておりますので、本市においては

引き続きごみの減量化に取り組んでまいります。

それでは、各部の所管事業について御報告申し上げます。

最初に、市長公室の事業についてであります。

はじめに、職員研修の実施につきましては、職員の職務に対する意識改革を図りながら、職務の遂行に必要な知識、能力等を養成し、併せて公務員としての人格と教養を高めることを目的として計画的に開催しているところであります。

7月には普通救命講習を、8月には人権問題職員研修会を、それぞれ全職員を対象に開催いたしました。

併せて、奈良県市町村職員研修センターが主催する種々の研修会に参加者を募り、職員自身の更なるレベルアップを図っているところであります。

次に、平成26年度の職員採用についてであります。

市職員の採用にあたっては、定員の適正化を基本としながら、年齢構成の平準化を踏まえた退職者の状況、さらに、各部署における権限委譲による事務事業の増加等に配慮した上で、専門職の配置と人材育成を計画的に努めているところであります。

なお、平成26年度採用に係る応募の状況でございますが、事務職員については、8名の募集に対して応募者は60名、同じく技術職員は、3名に対し1名、学芸員は、1名に対し5名、さらに、保健師は3名に対し3名、管理栄養士は1名に対し4名、社会福祉士は1名に対し2名、保育士は、2名に対し14名となっており、第1次試験は9月21日と22日に、第2次試験は10月19日に、それぞれ実施した上、11月上旬を目途に合格者の発表を予定いたしております。

次に、新庁舎整備に関する取組についてであります。

新たな庁舎の整備につきましては、東南海・南海地震が近い将来起こるという想定の下で重要な課題と捉えており、50年後、100年後の五條市の将来のまちづくりを見据える中で進めていく必要があると考え

ております。

本年8月に、新庁舎の機能、規模の検討及び適地の選定等について、有識者を交えて研究をしていただくため「新庁舎整備研究委員会」を立ち上げました。

今後は、議会の皆様とともに幅広い検討を加えながら協議を重ね、合併特例債の活用期限内の竣工に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家情報バンク制度についてであります。

空き家の有効活用を通して、本市への定住促進による地域の活性化を図るため、本年6月に「五條市空き家情報バンク制度」を開始したところであります。

この制度は、本市と「空き家等の仲介に関する協定」を締結した事業者の協力を得ながら進めており、利用希望者からは既に15件の空き家に関する問合せをいただいております。

今後も積極的な利活用を図ることにより、本市への定住促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通における取組についてであります。

市内における公共交通につきましては、年内を目途に交通空白地である木ノ原及び二見地区を通るルートの設定を進めており、更に地域に密着した利便性の高い公共交通の整備を目指して鋭意努力してまいり所存であります。

本年度は、第3次五條市地域公共交通総合連携計画策定の時期となっており、市内循環型の公共交通のみならず、近隣市町村への移動ニーズにも対応しながら、より利便性が高く地域特性に即した公共交通網の整備を検討してまいりたいと考えております。

また、奈良県全体の地域公共交通の整備を検討するため、奈良県知事を座長とする奈良県地域公共交通改善協議会が本年2月20日に立ち上げられ、南部地域部会として、昨年度実施しましたアンケート調査の結

果を有効に活用し、南部地域における公共交通の在り方を取りまとめていく予定をしております。

次に、行財政改革の取組についてであります。

平成19年度に策定した「五條市新行政改革大綱」及び「五條市集中改革プラン」につきましては、5年間の取組の検証を行った上で、本年5月に新たな行政改革の指針となる「第3次五條市行政改革大綱」を策定いたしました。

大綱は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間として、限られた財源を最大限に活用し、行政効果を上げるとともに、市民サービスの向上を追求することを重視し、定めております。

また、本年7月には、第3次大綱の具体的な取組内容を明らかにした「第3次五條市行政改革大綱アクション・プラン」を策定し、取組項目の一つでもある行政評価を行うなど、改革を進めているところであります。

さらに、本定例会には、行財政改革の取組の一つである指定管理者制度における更なる公平性・透明性を図るため、「五條市指定管理者候補選定委員会条例」を提出したところであります。

続きまして、総務部の事業について申し上げます。

はじめに、本市の防災についてであります。

各地において、異常気象による集中豪雨により尊い人命が失われ、被災者の方々には不自由な避難生活を送られていると報道されております。

気象庁は、本年8月30日から「警報」の基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」の運用を開始しており、本市においてもより一層の警戒が必要であると考えております。

7月6日には、市民の皆様を始め約700名に御参加をいただき、南海トラフを震源地とする地震等を想定した「平成25年度五條市総合防災訓練」を実施し、防災意識の向上と関係機関の連携が図れた、実践的な訓練を行うことができました。

また、市民会館におきまして、7月19日には、各地域の自主防災会会長等にお集まりいただき「自主防災のあり方」と題した自主防災講演会を開催し、8月3日に開催いたしました「防災講演会」には、市民の皆様約400名に御参加をいただき、自衛隊をより身近に感じていただくとともに、市と連携を深め、併せて自主防災組織の高揚を図ることを目的に、陸上自衛隊の災害派遣活動に関する御講演をいただき、大いに防災意識の高揚が図られたものと考えております。

また、防災・減災に向けた対応では、市民への情報発信手法として、エリアメール等があります。

エリアメールは、市町村単位で指定されたエリアにのみ配信し、緊急時にも回線混雑の影響を受けにくいという特長があり、気象庁が配信する緊急地震速報や国・地方自治体が発する災害・避難情報などを、携帯電話に一斉に同報配信することができます。

これらの手段を活用しながら、市民の皆様への情報発信に取り組んでまいります。

なお、地域の防災力を強化するため、危機管理に対する高度の知識を有する危機管理専門主幹として、8月3日付けで前自衛官を特定任期付職員として配置したところであります。

併せて、災害応援協定につきましては、治水砂防関係の12自治体による災害時相互応援協定に引き続き、奈良県タクシー協会五條支部等と情報提供や輸送支援、災害支援物資等に関する協定を締結いたしました。

次に、紀伊半島大水害の復旧・復興についてであります。

紀伊半島大水害から2年が経過しようとしている中、6月28日開催の災害対策本部会議において、今後の避難勧告等の解除時期等について技術的な見地から検討する「避難勧告等の解除に向けた検討会」の設置が承認されました。

第1回検討会を開催し、辻堂、飛養曾・引土、赤谷地区の工事行程等や応急仮設住宅の使用貸借契約期限等を踏まえ、長期避難住民の皆様の

帰宅に向けた安全確保の対応を検討いたしました。

次に、生活安全についてであります。

「奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、7月1日から「五條市防犯カメラの運用に関する指針」を施行し、運用の適正管理に努めることとし、さらに、8月1日から「宅地開発事業指導要綱」を改正し、環境良好な市街地の形成を目的に、駐車場を併設するコンビニエンスストア等、不特定多数の人が利用する施設における防犯カメラの設置を盛り込んだ、奈良県で最初の取組を実施しております。

また、本年度も「秋の全国交通安全運動」が9月21日から30日までの10日間実施されますので、五條市におきましても、五條警察署を始め各機関と協力して「交通事故死ゼロ」を目指し、各種取組を行ってまいります。

次に、自衛隊誘致についてであります。

陸上自衛隊駐屯地の誘致につきましては、7月26日に「防衛力の在り方検討のための委員会」から防衛大綱見直しの中間報告がなされ、年末には新防衛大綱が決まる予定であります。そのため、県と市が共同で誘致に向けた取組を積極的に行っており、5月の誘致要望に引き続き、6月には奈良県知事と私が、また、7月には奈良県知事が県の重要要望項目として、防衛省を始め与党関係者に対しまして駐屯地の誘致に関する陳情を行いました。今後も引き続き同様の陳情を行うとともに、市民に対する陸上自衛隊駐屯地誘致の機運を高めてまいりたいと考えております。

次に、情報化政策の推進についてであります。

基幹システムの更新に際し、五條市情報検討委員会では、市民サービスの向上、業務の効率化、経費削減、マイナンバー制度等に対応するため、現在の汎用機のシステムからクラウド化への業務システムの転換を検討しております。

庁内の業務及び情報システムの導入について、運用に最適な調達仕様の策定を行い、年内に業者選定をし、平成27年1月の運用開始を目指し、今定例会に係る予算を計上しているところであります。

続きまして、すこやか市民部の事業について申し上げます。

はじめに、人権・同和問題に関する啓発推進事業につきましては、私たちの周辺に存在する身近な人権問題を一人ひとりが認識し、人の尊厳を考え、お互いの立場を尊重しながら生活する必要性を十分理解し、自己及び市民の人権意識の向上のため、今後の人権に対する施策につなげていけるようにと考えております。

毎月11日の「人権を確かめあう日」には、広報車で街頭啓発活動を行っており、4月11日の「人権を確かめあう日」には、県内で同時開催されました「一斉集会」を本市においても開催することで、人権意識の高揚を図りました。

次に、7月の「差別をなくす強調月間」では、7月6日には「第42回差別をなくす市民集会」を、7月12日には「人権・同和問題講演会」を開催し、啓発活動に努めました。

本年度は、9月に「第40回奈良県人権・部落解放研究集会」、10月には「第19回なら・ヒューマンフェスティバル」が五條市内で開催されることから、更なる啓発推進の機会が期待されるところであります。

今後も「人権のまちづくり」を目指して、市民への啓発をより活発にする取組を進めてまいります。

続きまして、あんしん福祉部の事業について申し上げます。

ひとり暮らし高齢者等の見守り事業として、従来からの緊急通報システムを見直し、10月から受信センターを一本化して、24時間体制の相談及び安否の確認体制を整備し、ひとり暮らしの高齢者が、住み慣れた地域で安全安心に生活を営むことができるよう充実を図ってまいります。

続きまして、産業環境部の事業について申し上げます。

はじめに、(仮称)五條市新し尿処理施設建設工事につきましては、現在建築確認の申請中であり、申請が受理され次第本格的に建築工事に着手し、平成26年度の新施設完成を目指して取り組んでおります。

また、本年6月に、二見地区自治連合会から(仮称)五條市新し尿処理施設建設に伴う周辺環境整備事業についての要望書が提出され、関係各課と意思疎通を行いながら、連合会と協議を進めているところであります。

次に、農林行政の取組についてであります。

地域農業につきましては、昨年度の国の「人・農地プラン」制度により、本市においても地域農業をより発展させるため、地元集落等による将来の地域農業の在り方を計画する「地域農業マスタープラン」を市内8地域に分け作成いたしました。今後、このプランに基づき、各種補助金を活用しながら地域農業の推進と農地の維持管理及び担い手の確保を目指してまいりたいと考えております。

なお、余暇時間の拡大や生活に対する価値観の変化により、農業者以外の市民の間に「自分の手で野菜や花を栽培し、自然と触れ合いたい」という要望が高まっておりますので、農業に対する理解を深めるとともに、家族ぐるみで土に親しみ、緑と自然に触れられるレクリエーションの場として、市街地内の一部を整備し「市民農園」を開設する予定をいたしております。

また、有害鳥獣対策につきましては、鳥獣による農作物の被害は営農意欲を低下させ、耕作放棄地の増加をもたらし、これが更なる被害を招くといった悪循環を生じさせていることから、農家の方々の悲痛な思いを軽減させるため、本市では「捕獲強化」及び「防除対策の促進」を掲げ、今後も引き続き有害鳥獣の対策に全力を挙げてまいります。また、捕獲したイノシシやシカ肉を地域の産物として捉え、処理施設とともに加工施設の建設を目指しております。

林業振興対策につきましては、林業事業者を支援するため、間伐材の

利用促進を図り、県産材生産促進事業や森林管理・環境保全直接支払制度を利用して、間伐材の搬出促進に取り組んでおります。

柿振興につきましては、日本一を誇る「奈良県産ハウス柿」をPRするため、8月2日に東京大田市場において、奈良県知事を筆頭に、私と下市町長、JAならけんの関係者並びに地元ハウス柿生産者25名とともに、市場関係者及び仲買人へのトップセールスを行いました。今後も引き続き、積極的にマスコミ等へのPRやイベントに参加し、「五條の日本一の柿」の販売促進とブランド化、生産及び品質向上を推進してまいります。

次に、観光行政についてであります。

今年は、天誅組が五條で兵を挙げて150年の節目の年であります。

天誅組とゆかりのある安堵町・十津川村・東吉野村と五條市で連携協議会を立ち上げ、広域的に連携し、情報発信に取り組んでおり、8月17日から8月31日までの間、奈良県立美術館において「天忠組150年記念展」を、また、8月18日には、奈良県文化会館において「日本は大和から変わった」をテーマにシンポジウムを開催いたしましたところ、両会場ともたくさんの方に御来場いただくことができました。

次に、第43回吉野川祭りについてであります。

花火の打ち上げについては、夕方からの雷雨がありましたので、約20分間早めて打ち上げました。市内外からお越しいただいた多くの皆様には、夜空に広がる大輪の花火を楽しんでいただくことができました。

次に、映像による本市のPRについてであります。河瀬直美監督が立ち上げられた「なら国際映画祭」の関係者が、五條市を舞台に8月中旬から末にかけて撮影を行いました。

今後、編集作業を経て、カンヌ国際映画祭などへの出展を考えているとのことであり、御協力いただきました皆様には、改めてお礼申し上げます。

次に、五條新町で整備を進めております(旧)辰巳邸につきましては、

新たに起業することを考えている人やグループ、法人を支援するための施設として活用する予定をしており、本定例会において「五條市起業家支援施設条例」を提出したところであります。

次に、企業誘致についてであります。

昨年度、北宇智工業団地への進出が決定いたしました朝日ウッドテック株式会社は、本年8月末から一部操業を開始いたしました。更に設備を充実し、9月以降本格稼働となる予定であります。

また、同じく北宇智工業団地に新規進出した株式会社カクダイも操業を開始しており、今後県などの関係機関と連携しながら、1社でも多くの企業を誘致し、雇用の場を確保できれば、人口流出に歯止めがかけられるだけではなく、五條市に住んでくれる人が増えることにつながりますので、今後更に努力してまいります。

続きまして、都市整備部の事業について申し上げます。

はじめに、小規模住宅地区改良事業についてであります。

宇井地区及び清水地区の住環境整備につきましては、小規模住宅等地区改良事業を活用し、本年4月から事業に着手いたしました。

宇井地内と阪本地内に建設する6戸の改良住宅は、建設予定地の支障建物の解体工事が完了し、現在造成工事を行っているところであります。

また、改良住宅の設計業務につきましては、10月下旬に建設工事の入札を予定しており、平成26年3月末の完成に向け事業を進めているところであります。

なお、紀伊半島大水害の被災者対策として建設された応急仮設住宅につきましては、本年10月末をもって2年が経過し、奈良県との使用貸借契約が終了することとなっております。しかしながら、宇井地区などの避難指示、避難勧告を継続している地域もあり、帰宅できない被災者の方も多数おられることから、入居者の意向を踏まえ、仮設住宅使用期間の延長について、現在、奈良県に要望いたしております。

また、辻堂地区につきましては、現在整備計画を策定中であり、計画

策定終了後、同地区の住環境整備に着手したいと考えております。

次に、道路関連事業についてであります。

市道関係では、6月の梅雨前線による豪雨により、市道への崩土、倒木、路肩の決壊等が発生し、通行の安全確保のための支障物の除去等緊急対応をいたしました。

また、大塔町辻堂地区の橋りょう及び道路災害復旧事業につきましては、国の再調査を受け、五條土木事務所と協議調整を密にしながら、実施に向けて進めております。

また、社会資本総合交付金を活用して、トンネル点検、橋りょう長寿命化事業、通学路安全対策事業及び道路舗装に係る道路等保全整備事業の計画及び実施を進めております。

地域高規格道路五條新宮道路の五條市域は、国から指定を受けた調査区間4キロメートルのうち、京奈和自動車道五條インターチェンジから本陣交差点までの約1.1キロメートルの4車線化に向けた県の都市計画決定の変更を目指し、「五條市まちづくり構想」と並行して、引き続き関係機関と取り組んでまいります。

京奈和自動車道大和・御所道路の御所区間の約13.4キロメートルにつきましては、順次工事が進んでおり、橿原・高田インターチェンジから御所インターチェンジ区間については既に供用開始されており、五條道路区間においても、五條北ランプ橋出屋敷高架橋上部工事も始まり、平成28年度大和・御所道路区間全線供用開始に向け、引き続き要望活動に取り組んでおります。

国道24号歩道整備事業につきましては、1から3工区においては国道北側部分の工事を開始し、引き続き二見1丁目交差点から500メートル先の交差点までの4工区につきましても国土交通省と連携を密にし、本年6月から順次用地交渉を進めているところであります。

JR五条駅につきましては、入口段差解消をJRと協議し、6月末に工事を発注し、8月中に段差を解消することができました。

次に、既存木造住宅の耐震診断・耐震改修事業につきましては、「広報ゴジョウ」8月号で希望者を募集し、事業を進めております。今後も本事業を積極的に推進し、大規模地震に備えた安全な地域づくりを目指してまいります。

次に、市営住宅の管理につきましては、家賃の徴収率向上に努め、家賃の滞納を防止して、家賃収入を確保し、入居者間の公平性を確保することは、市営住宅の管理の適正化の観点から、重要かつ喫緊の課題となっております。現在、督促等にも応じない8名の滞納者に対して民事調停を申し立てており、内5名について和解が成立いたしました。

今後も法的措置を含めた適切な対応により、更に市営住宅の管理の適正化を図ってまいります。

次に、公園関連事業についてであります。

平成27年8月に和歌山県を幹事県として近畿ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会（インターハイ）のフェンシング競技会場となる（仮称）五條総合体育館建設事業につきましては、本年4月から、測量業務・基本構想業務・地質調査業務・設計業務を順次発注いたしましたので、今後は各業務完了とともに、体育館建設に向けた準備を進めてまいります。

このほかの公園の維持管理につきましては、市内には、児童遊園地が45箇所、市立公園が14箇所、都市公園などが164箇所あり、遊具などの老朽化が進んでいるものにつきましては、修繕可能なものを除き、安全性の考慮から撤去を行いました。

（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業につきましては、山麓への進入路にあたる園路の整備は昨年度中に完了しており、現在、（仮称）金剛山麓野鳥の森整備地域の集約化への取組のため施業集約化促進計画を作成しており、立木調査・路網の線形調査・境界や施業界の確認などの整備を進めてまいります。

次に、下水道事業についてであります。

本年度の公共下水道事業につきましては、国道24号歩道整備工事の進捗に対応して、新町地区の一部で工事が完了し、現在は、順次工事が施工できるよう準備を整えております。また、野原地区等につきましても、順次発注を予定しております。

一方、公共下水道整備に伴う水洗化への普及対策につきましては、新たに供用開始となりました地区での普及活動を始め、未接続家屋への接続の理解を求め、公共用水域における水質及び環境の保全・改善に努めているところであります。

続きまして、水道局の事業について申し上げます。

水道事業につきましては、生活様式の向上と水需要に対応するため、公共性と経済性との調和を図りながら、受益者負担を原則に健全経営に努めているところであります。

また、事業計画に基づき、基幹水道構造物の耐震化事業、老朽化施設及び老朽管の更新等必要な事業の整備を図りながら、水質基準に適合した安全で低廉な水道水を安定的に供給できるよう、更に取り組んでまいります。

なお、平成17年度に基本計画を作成いたしました「岡中継施設」につきましては、低地側にある岡加圧ポンプ所から、高所の田園地区を始めとする地域約3,500戸に給水している基幹水道施設の高水圧の緩和と施設能力の省力化に伴うコスト軽減、また、災害時の飲料水を確保するため、本年3月に耐震基準及び施設レイアウトの見直しによる設計業務委託を完了いたしました。築造工事につきましては、平成25年度及び26年度の2箇年で完了を予定しております。

次に、簡易水道事業につきましては、水道未普及地域であります大塔町辻堂地区に対しまして、水道未普及地域解消事業を実施しており、本年度中の完成を予定しております。

また、紀伊半島大水害で被災した大塔町宇井地区へは、現在仮浄水場からの給水を行っておりますが、安定給水が早期に実現できるよう、本

年度における本復旧を目指して災害復旧事業を進めているところであり
ます。

続きまして、教育委員会事務局の事業について申し上げます。

はじめに、教育環境の整備につきましては、子ども達の安全を優先的
に確保すべく、現在、宇智小学校、北宇智小学校、野原小学校及び五條
東中学校の屋内運動場の耐震補強工事に入るための設計を行っている
ところであります。

また、学校へのエアコン導入につきましては、現在、五條中学校、野
原中学校及び五條西中学校の普通教室への設置工事を行っております。

次に、学校教育につきましては、小中学校の在り方、とりわけ教育内
容や規模の適正化について検討するために設置した「五條市小中学校の
今後の在り方に関する懇話会」の第1回会合を7月4日に開催し、五條
市の児童・生徒の教育課題や実態等を踏まえ、多方面で活躍する委員に
よる積極的な討議が行われました。今後、先進地視察も行いながら、将
来にわたる五條市の教育の方向性について論議していただき、本年度末
には一定の提言をいただく予定であります。

次に、生涯学習につきましては、地域と共にある学校づくりを目指し、
「学校・地域パートナーシップ事業」を市内13校で実施したところ
であります。本年度は、保護者と地域による学校を支援するための体制づ
くりとして、コミュニティ協議会の設置やボランティアの募集等を行い、
具体的な支援活動を展開してまいります。

次に、伝統的建造物の保存修理事業につきましては、本年度は7件の
修理事業を行ってまいります。

次に、子ども健全育成につきましては、7月27日から3日間、熊野
市の「熊野少年自然の家」において恒例のトレジャーキャンプを実施い
たしました。小学5年生から中学2年生の児童生徒は、ボランティアグ
ループ「風のつばさの会」の指導により、山や海など自然の中での活動
を通じて、自立の精神や友達と助け合う心を育成することができました。

最後に、消防本部の事業について申し上げます。

はじめに、消防庁舎建設事業についてであります。

消防庁舎建設工事につきましては、工程どおり順調に進んでおり、現在、庁舎棟につきましては躯体工事が完成し、外装及び内装の工事に取り掛かっております。

また、訓練棟及び駐車場棟につきましては、7月末日をもって躯体工事が完了し、本年7月末現在の進捗率は約68パーセントであります。

次に、奈良県消防広域化についてであります。

消防広域化につきましては、先の五條市議会第2回6月定例会におきまして、奈良県広域消防組合の設立に関する協議について可決していただき、組合を構成する他の36市町村においても、全ての議会で可決され、広域消防組合発足に向けた準備が整ったところであります。

現在、組合の条例及び規則の制定並びに関係市町村間の協定などの協議調整を行っており、広域消防組合設立に向けた事務が進められているところであります。

次に、消防救急デジタル無線の整備についてであります。

県下11消防本部が共同で行っていた実施設計業務が、本年3月に完了いたしました。現在、3箇年計画で整備事業を行うための入札業務が完了し、平成28年3月の完成を予定しております。

次に、警防業務についてであります。

本年5月頃から畑や竹やぶなどの火災が増加していることから、新聞や広報紙による注意喚起はもとより、巡回広報や巡回警備を実施し、火災予防や不審火の警戒を行っているところであります。

また、6月2日から6月8日までの「危険物安全週間」を契機とした消防訓練といたしましては、市内危険物施設を保有する能瀬精工株式会社におきまして、危険物火災を想定した社員の初動体制の確立並びに消防機関の活動訓練を実施し、危険物火災時の被害軽減や初期消火、消防対策等を確認いたしました。

次に、救急業務についてであります。

夏休みを前に、市内小中学校の児童、生徒及び保護者を対象に救命講習を開催し、心肺蘇生法を始め応急手当の方法等について指導を行ったところであります。

次に、(仮称)五條消防署西吉野救急出張所建設事業についてであります。

西吉野地区の救急体制を充実させ、住民の生命を守るための救急出張所につきましては、監理業務においては、8月末に入札を行い、業者が決定いたしました。本体工事においては、9月上旬に入札を行い、本年度内の運用を目指し取り組んでいるところであります。

市政の報告は、以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたします諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第13号 専決処分の報告(調停)につきましては、市営住宅家賃等の滞納について市職員の再三の訪問による徴収、指導に応じず、支払の意思がないものと認められ、相手方と調停し、合意に至ったため、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

次に、報第14号 専決処分の報告(訴えの提起)につきましては、賃料が未払となっている市営住宅の明渡し及び未払賃料・駐車場使用料の支払を求めるため専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告する次第であります。

次に、議第39号 五條市指定管理者候補選定委員会条例の制定につきましては、指定管理者候補選定委員会を附属機関と位置付けるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第40号 五條市都市計画税条例の制定につきましては、本市における都市計画税に関する規定を整理するため、五條市税条例から当該規定を分離し、新たに独立した条例を制定するものであります。

次に、議第41号 五條市起業家支援施設条例の制定につきましては、

個人、グループ又は法人の新分野への進出等を支援し、地域経済の発展及び観光振興に寄与する目的で五條市起業家支援施設を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第４２号 奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第４３号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、政治倫理審査会委員及び指定管理者候補選定委員会委員の報酬及び旅費を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第４４号 五條市税条例の一部改正につきましては、平成２５年税制改正等に伴う改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第４５号 五條市介護保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成２５年税制改正に準じ、延滞金割合の引下げ等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第４６号 五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例及び五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正につきましては、消防本部及び消防署を移転するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第４７号 五條市・十津川村消防事務委託規約の廃止につきましては、奈良県広域消防組合の設立に伴い、五條市・十津川村消防事務の委託を要しなくなるため、本規約を廃止するものであります。

次に、議第４８号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、過疎対策におけるハード事業として地域間交流促進事業に、ソフト事業として、南和広域医療組合負担金及び伝建地区防災事業に過疎債を充てるためのものであります。

次に、議第49号 新五條市まちづくり計画の一部変更につきましては、合併特例債延長法の成立により、合併特例債の発行期限が延長されたことによる計画期間の変更及び広域ごみ処理施設整備事業に合併特例債を充てるためのものであります。

次に、議第50号 平成25年度五條市一般会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,649万4千円を追加し、総額192億818万円とする予算の補正及び（仮称）五條総合体育館建設事業等2事業に係る債務負担行為の追加等でございます。

補正の主な内容といたしましては、市民農園整備事業に549万6千円、道路舗装及び通学路安全対策事業に3,580万円、平成23年台風12号災害及び本年6月の豪雨災害の災害復旧事業に3,308万円等を追加するものであり、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第51号 平成25年度五條市介護保険特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ1,878万円を追加し、総額36億1,378万円とするもので、補正の内容は、介護保険財政調整基金積立金1,723万円及び償還金155万円を追加するものであり、これらの財源につきましては、繰越金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第52号 平成25年度五條市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ18万4千円を追加し、総額428万4千円とするもので、補正の内容は、排水処理施設のポンプ配水管の修繕料等を追加するものであり、これらの財源につきましては、繰越金を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、認第1号から認第10号につきましては、平成24年度の五條市一般会計、各特別会計及び五條市水道事業会計の歳入歳出決算の認定を求めるものであります。

次に、同第 3 号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、堀内伸起委員の任期が、平成 25 年 12 月 20 日をもって満了するため、その後任の同意を求めるものであります。

次に、同第 4 号から同第 10 号までの五條市政治倫理審査会委員の委嘱につきましては、五條市政治倫理審査会の新設に伴い、委員を委嘱するため、議会の同意を求めるものであります。

次に、推第 4 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、小松靖幸委員の任期が、平成 25 年 12 月 31 日をもって満了するため、その後任を推薦し、議会の意見を求めるものであります。

以上が、市政の報告と、この度提出いたしました諸議案の概要であります。